

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則……（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 不健全図書類の指定………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…一
- 建築基準法による道路の指定………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定………（同）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更………（同）…二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書………（環境局総務部環境政策課）…二
- 警視庁警察職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………（同）…四
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出………（同）…五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出………（同）…六

規則

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月二十日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号
都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則（平成二十五年東京都規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第一条の十二第一項」を「第一条の十三第一項」に、「第一条の十五」を「第一条の十六」に、「第一条の十九」を「第一条の二十」に改める。

第七条中「第一条の十八第一項」を「第一条の十九第一項」に改める。

第八条第一項中「第一条の十四第一項」を「第一条の十五第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第一条の十四第二項」を「第一条の十五第二項」に改め、同条第四項中「第一条の十七」を「第一条の十八」に改め、同条第五項中「第一条の二十一」を「第一条の二十二」に改める。

附則

告示

この規則は、公布の日から施行する。

●東京都告示第六十六号
東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年一月二十日
東京都知事 小池 百合子

図書類	指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二三五	雑誌	コミックアムール N	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	
0.283	雑誌	2017年 1月号	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	
〇三八〇一〇一	雑誌	サン・メディアレップ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	

株式会社

●東京都告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十八年十二月十日
稲城市大字坂
延長 三二・六〇
浜字十三号八
幅員 百十九番一及び
び同番八の各一部
六・〇〇

●東京都告示第六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年十二月十日
小平市学園東
延長 二六・一六
町四百九十一
幅員 番十、同番十一及び同番十二
四・〇〇

●東京都告示第六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年一月二十日

指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類
変更年月日
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年十二月十日
小平市学園東
延長 一〇・三六
町四百九十一
幅員 番十三
四・〇〇

●東京都告示第七十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目、栄町四丁目)建設事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年一月二十日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都
東京都知事 小池 百合子

二 対象事業の名称及び種類
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号

立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目、栄町四丁目)建設事業
道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線のうち、立川市羽衣町二丁目地内を起点とし、立川市栄町四丁目地内を終点とする延長約一・七キロメートルの区間において、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

四 周知地域の範囲

立川市 泉町一丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、高松町一丁目、高松町二丁目、曙町三丁目、羽衣町一丁目及び羽衣町二丁目の区域

国立市 西一丁目及び北三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物を調査、予測及び評価の項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年一月二十日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 立川市環境下水道部環境対策課
立川市泉町千百五十六番地の九

イ 国立市生活環境部環境政策課	国立市富士見台二丁目四十七番一号
ウ 東京都環境局総務部環境政策課	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階
エ 東京都多摩環境事務所管理課	立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階	
七 都民の意見書の提出	
(一) 提出方法	持参又は郵送
(二) 記載事項	ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地) イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見
(三) 期限	平成二十九年二月八日
(四) 提出先	東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番一号

規則(公)

警視庁警察職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成29年1月20日

東京都公安委員会 委員長 渡邊佳英	●東京都公安委員会規則第1号	警視庁警察職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則
	(警視庁警察職員の職名に関する規則の一部改正)	
	第1条 警視庁警察職員の職名に関する規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第1条、第2条及び第4条中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。 (警視庁組織規則の一部改正)	
	第2条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 第9条第2号及び第3号並びに第10条第1号及び第3号中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。 (放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部改正)	
	第3条 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則(平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 第10条第1項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。	
	この規則は、平成29年4月1日から施行する。	

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月二十日 東京都知事 小池百合子
一 申請のあつた年月日	平成二十八年十一月二十八日
二 特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人桜実会
三 代表者の氏名	三浦 光利
四 主たる事務所の所在地	東京都町田市玉川学園二丁目一番一号 プリエ玉学一階
五 定款に記載された目的	この法人は、町田市及びその周辺地域において、高度な福祉サービスを必要としている高齢者や障がい者に対して、自立し社会・経済・文化等の社会生活に参加する機会を得られるように、介護・看護・福祉サービス・在宅生活支援等に関する事業を行い、もって地域福祉の総合的・質的向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本沙漠緑化実践協会

三 代表者の氏名

藤田 佳久

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田五丁目五番五号 沼田ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、沙漠の緑化、開発事業及び国内外における全般的な環境保全事業を實踐し、このための調査、研究、教育事業の推進及び人材育成を行い、もって地球環境の維持、向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人タウンアートマネジメント研究所

三 代表者の氏名

中村 良三

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区平河町二丁目四番十六号 平河中央ビル四C

五 定款に記載された目的

新しい街、古い街、駅のある街が、文化、芸術、スポーツを通して人々が集まってくる街となるための活動をするるとともに、海外にもその活動を発信していく。(以上

上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青春基地

三 代表者の氏名

石黒 和己

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番三号 新宿ネオンビル四〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、「想定外の未来をつくる!」をコンセプトに、アクションから学ぶプロジェクト型学習や発信活動に関する事業を行い、中高生を中心とした子ども・若者の学ぶことへの好奇心や意欲を喚起し、社会を生きていくうえで必要な汎用的スキルをそなえ、一人一人が社会や環境の変化を厭わず、主体性をもって社会に参画していけるようになることを目指す。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人府中フットボールアカデミー

三 代表者の氏名

小澤 量

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市新町二丁目三十八番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツを通じた青少年の健全育成に関する事業およびスポーツを通じた地域貢献に関する事業等を行い、地域スポーツを通じた青少年の健全な成長に寄与し、ひいては誰もがスポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人Pastel・Switch

三 代表者の氏名

大塚 智則

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区大谷田五丁目二十二番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、演劇や朗読の定期的な公演、話術演習を通じてのコミュニケーション

ン能力の向上、福祉施設での演劇会に関する事業を通じて、地域の文化及び芸術の振興と子どもの健全育成に努めることで、人と人とがより良く交流を持てる社会教育の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本華人科学技術促進会

三 代表者の氏名

MAO WEI 毛 偉 (モウ イ)

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋一丁目四十二番十四号 山京ビル

六〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、世界中の華人華僑研究者及び留学生を主体として、日本をはじめとした世界各地での科学技術及び文化の交流に対する促進、支援等に関する事業を通じて、より多くの人々が科学技術、文化交流活動に積極的に参加し、科学技術、文化の発展を維持できる力を育て、社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フードバンク八王子えがお

三 代表者の氏名

佐野 英司

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市追分町六番十四号 フォーラムはちおうじ三〇三

うじ三〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、安全な食品等を、企業や商店、農家、個人などから提供してもらい、生活に困窮している個人、家庭、福祉施設や子ども食堂などに届けるフードバンク事業を展開するとともに、社会の食品ロスの削減と有効活用を通して、食品が無駄なく消費され、誰もが食を分かち合い、ともに暮らせる心ゆたかな地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おいしい空気とおいしいごはん

三 代表者の氏名

柿野 拓

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市東町三丁目五番二十九号 (十五)

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、禁煙推進に関する活動を行い、個人の健康とそれに伴う医療費の削減、飲食店の健全な成長とそれに伴う食文化の正しい発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフパートナーズ

三 代表者の氏名

伊藤 久幸

四 主たる事務所の所在地

東京都北区田端四丁目七番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者とその支え手である家族に対し、終活のサポートを通して、高齢者自身の尊厳を保持した満足な生活の実現と、支える側の負担軽減に寄与し、併せて「高齢者」「家族」「地域社会」のネットワーク作りを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更

更の届出及び定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人MSキャンビン

二 代表者の氏名

上野 郷子

三 主たる事務所の所在地

東京都荒川区荒川一丁目四十七番七一五〇五号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三

条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの

で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行

条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十

三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

二 代表者の氏名

金 みつ子(申 恵丰)

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目三番四号

一 名称

特定非営利活動法人ALL ONE EARTH

二 代表者の氏名

窪田 英明

三 主たる事務所の所在地

東京都荒川区町屋三丁目二番一号 ライオンズプラザ

町屋B一三一

一 名称

特定非営利活動法人みらいの森

二 代表者の氏名

COX DANIEL O'CONNELL

三 主たる事務所の所在地

東京都調布市若菜町二丁目二十二番地四十 栗山第二

マンション四〇一

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001